鎌倉市告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第８条の規定に基づく路線の認定、同法第18条第１項の規定に基づく道路の区域の変更、道路の区域の決定及び同条第２項の規定に基づく道路の供用の開始を行ので、同法第９条並びに第18条第１項及び第２項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和８年(2026年) 10月27日から令和８年(2026年) 11月11日まで一般の縦覧に供します。

令和８年（2026年）10月27日

鎌倉市長　松尾　崇

鎌倉市長之印 第67号

1　市道路線の認定

道路法第８条（市町村道の意義及びその路線の認定）

整理番号	道路の種類及び路線名	起点		終点		主要な経過地
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番	
1	市道046-171号線	常盤字大丸	434番17	常盤字大丸	434番10	同一地域

2　市道の区域の変更

変更前

道路法第18条第１項（道路の区域の変更）

整理番号	道路の種類及び路線名	変更の区間					
		起点		終点		幅員（m）	延長（m）
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
7	市道046-002号線	常盤字大丸	383番11	常盤字大丸	434番19	8.45～10.48	15.61

変更後

整理番号	道路の種類及び路線名	変更の区間					
		起点		終点		幅員（m）	延長（m）
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
7	市道046-002号線	常盤字大丸	383番11	常盤字大丸	434番18	8.52～11.95	15.61

3　市道の区域の決定

道路法第18条第１項（道路の区域の決定）

整理番号	道路の種類及び路線名	幅員（m）	延長（m）	備考
1	市道046-171号線	5.00～12.26	33.13	

4　市道路の供用開始

道路法第18条第２項（供用の開始等）

整理番号	道路の種類及び路線名	供用開始の区間			
		起点		終点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
6	市道046-171号線	常盤字大丸	434番17	常盤字大丸	434番10
7	市道046-002号線	常盤字大丸	383番11	常盤字大丸	434番18